

OECD 消費者製品安全に関する理事会勧告

【仮訳】 引用等に際しては直接原文に当たられるようにお願いします。

原著（英文）は下記タイトルにてOECDが公表。

OECD, Recommendation of the Council on Consumer Product Safety,

© OECD 2020, <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0459>

本翻訳は消費者庁により日本語による情報提供を目的として作成された。

OECDは翻訳の精度について保証しない。

OECDが作成・公表している英語及びフランス語による公式版については、
OECDウェブサイト(<https://legalinstruments.oecd.org>)を参照されたい。

著作権所有

© 2020消費者庁（日本語版）

この文書はOECDリーガル・インストラメンツを複製したものであり、追加の資料を含むことがある。追加資料に記載されている意見及び議論は、必ずしもOECD加盟国の公式見解が反映されているものではない。

本文書並びに本文書に含まれるデータ及び地図は、あらゆる領域の現状及び主権、国際的な境界地域における境界及びその範囲、並びにあらゆる領域、都市及び地域の名前に影響を及ぼすものではない。

本書は無料で提供される。それがいかなる点においても変更されない限り、本文書は追加の許可を必要とせずに無料で複製し配布することができる。本文書を販売することは許されない。

OECDリーガル・インストラメンツの公式版及び最新のテキストその他の関連情報へのアクセスについては、<http://legalinstruments.oecd.org>を参照されたい。

背景情報

消費者製品安全に関する勧告（以下「勧告」という。）は、OECD理事会が消費者政策委員会（Committee on Consumer Policy：CCP）の提案を受け、2020年7月17日に採択した。勧告は、消費者製品安全に関して国内及び国際レベルで枠組みの中核となるべき重要な要素の概要を述べるとともに、あらゆる利害関係者に対し確実性と効率性を高めるため、国・地域をまたいだ製品安全のルールと用語への一貫したアプローチを推進している。勧告は、1977年から1989年までの間にCCPの提案を受けOECD理事会が採択した消費者製品安全分野の6つのOECDリーガル・インストラメンツ（「OECD消費者製品安全アキー（the OECD consumer product safety acquis）」）を現状に即した形で更新し統合したものである。

製品安全に関するOECDの取組及び勧告策定の根拠

OECDは40年以上にわたり、CCP及びCCPに設置された製品安全作業部会（Working Party on Consumer Product Safety：WPCPS）の活動を通じ、グローバルな消費者製品安全に関する政策分野で重要な発信を行ってきた。この間、CCPとWPCPSは、幅広い消費者製品安全の問題に関して、調査研究や分析の成果、政策ガイダンスを提供し、インターナショナル・スウィープ（国際的なインターネット監視活動）や国際共同啓発キャンペーンにおいて連携を図ってきた。

WPCPSにとって近年の主要な関心分野は、製品リコールに対する消費者の反応を向上させるための消費者行動洞察の活用であった。WPCPSは2018年に、製品リコールのグローバルな実効性の強化についてバックグラウンドレポートを作成しており、政策ガイダンスを近々公表予定である。

デジタルトランスフォーメーションが世界的な流れであることを考慮し、WPCPSの取組は、電子商取引、またモノのインターネット（IoT）や人工知能などの新技術に関わる製品安全の問題に一層重点を置くことになった。WPCPSは2018年に、この進行中の取組について情報を提供するため、IoTにおける消費者製品安全についてバックグラウンドレポートを作成した。

WPCPSはまた、OECDグローバル・リコール・ポータルサイトを維持管理しており、このオンラインプラットフォーム上にOECD加盟国及び非加盟国の47か国以上から消費者製品リコールに関する情報を集約し、現在も拡大中である。

2016年5月にOECD事務総長が立ち上げたOECD全体の基準設定レビューの一環として、OECDインストラメンツの全てを見直し、強化するため、CCPとWPCPSは、2017年にOECD消費者製品安全アキーを統合することで合意した。本勧告はCCPとWPCPSの過去40年の取組に基づき作成されている。特に、新技術や越境取引の増大、複雑さを増すグローバル化されたサプライチェーンによる消費者製品安全の現在及び新たな課題を考慮に入れている。

勧告の適用範囲

勧告は、消費者製品安全に関する規制及び政策の強固な枠組みの確立を求めている。勧告が特に求めているのは以下の枠組みである。

- 安全ではない製品が販売されていたり、販売禁止やリコールの対象となった際に、安全な製品及び迅速な注意喚起が与えられることを、消費者の権利として規定する。
- 可能であれば、事故情報収集システムの構築を通じて、国相互の比較が可能なリスク管理・評価の体系的アプローチの展開、（CCPを通じた）情報共有活動、及び啓発の取組など、信頼できる証拠や情報源から情報を得る。
- ぜい弱な立場にある消費者に対して特に注意を払う。

勧告は、妥当かつ効果的であるために、製品安全性に関する規制環境の変化に対応するだけの柔軟性を備えている。特に、勧告は、店舗や電子商取引での消費者の購買、及びサプライチェーンのあらゆる当事者（製品の設計、製造、証明、配送及びメンテナンスに関わる当事者など）に適用される。この柔軟性を備えていることにより、新型コロナウイルス感染症（Covid-19）危機により生じている製品安全性の課題に関してなど、多様な状況に応じて勧告の妥当性と適用性が確実に継続される。

WPCPSの委任事項と同様、勧告が適用される消費者製品からは、食品、医薬品及び医療機器が、その固有の性質上除外される。

勧告の作成はその性質上包摂的かつ参加型であり、CCPとWPCPSの参加者及び関係するその他のOECD機関、並びに産業界と市民社会の利害関係者の意見を定期的に取り込んでいる。

フォローアップ、履行のモニター及び普及のためのツール

勧告の履行は、付属文書の作成により支えられる。付属文書は、遵守国の間で勧告の主要な規定の解釈を助け、勧告の一貫した適用を促進する。特に製品リコールに関しては、勧告の履行は、リコールの有効性に関する政策ガイダンスにも支えられることになる。

さらに、WPCPSは、消費者製品安全政策に関する情報を交換するフォーラムとして、また消費者製品安全に関する多くの利害関係者間の対話を育む場として役割を果たすとともに、勧告の履行それ自体に関わることになる。

詳しくはこちらを参照されたい。 <http://www.oecd.org/sti/consumer/consumer-product-safety.htm>

理事会は、

1960年12月14日の経済協力開発機構条約第5条（b）に鑑み、

本勧告によって置き替えられる、消費者製品に関連した事故情報収集システムの確立に関する理事会勧告[OECD/LEGAL/0160]、消費者製品安全に関する理事会勧告[OECD/LEGAL/0183]、一般に販売された安全ではない製品のリコール手続に関する理事会勧告[OECD/LEGAL/0192]、製品安全分野におけるリスク管理及び費用便益分析に関する理事会勧告[OECD/LEGAL/0196]、子供のために講じる安全対策に関する理事会勧告[OECD/LEGAL/0208]、及び消費者安全対策に関するOECD通報システムに関する理事会決定・勧告[OECD/LEGAL/0254]に鑑み、

消費者政策の意思決定に関する理事会勧告[OECD/LEGAL/0403]、経済・社会繁栄のためのデジタルセキュリティリスク管理に関する理事会勧告[OECD/LEGAL/0415]、電子商取引における消費者保護に関する理事会勧告[OECD/LEGAL/0422]、デジタル経済に関する閣僚宣言：イノベーション、成長、社会的繁栄（カンクン閣僚宣言）[OECD/LEGAL/0426]、及び人工知能に関する理事会勧告[OECD/LEGAL/0449]に鑑み、

消費者による通常の又は予見可能な使用や誤用において、消費者は市場で販売される製品が安全であることを期待する権利を有していることを認識し、

あらゆる事業者が製品の安全要件を遵守することにより、消費者製品市場の安全性、公正性及び競争性を支えることができることを認識し、

事業者は安全な製品のみを市場で販売すべきことを認識し、

グローバル・デジタル・サプライチェーンの恩恵により、消費者が技術主導による革新的な製品をより幅広く容易に利用できること、また製品の設計、製造及び配送プロセスが、遠隔操作を含み監視、分析及び改良されていることを認識し、

製品の安全性に対する消費者の信頼が持続可能な市場経済の発展を支えていること、また危険な消費者製品は、事故や死亡による社会的費用を発生させるだけでなく、経済に悪影響をもたらすこともあることを認識し、

しかしながら、安全性リスクに関する不適切な情報開示、技術主導型の製品はその製品寿命において特質や安全性が変化すること、また従来の消費者市場で販売禁止あるいはリコールされた製品が国内及びグローバルの電子商取引で流通するなど、安全性に関して現在発生している課題や新たに発生する課題により、グローバル・デジタル・サプライチェーンに対する消費者の信頼は揺らぐ可能性があることを考慮し、

安全ではない製品に関連したリスクや課題を、対象となる技術に関わりなく軽減し、それにより国内及び国際レベルでの消費者保護を強化する、技術革新に沿った効果的な消費者製品安全政策の重要性を認識し、

データの保護、セキュリティ及び転送など、デジタルトランスフォーメーションにおいて関連する各種問題領域に関わる消費者製品安全の課題を特定し、それらに対処するには、政府全体及び多くの利害関係者に対するアプローチが重要であることを認識し、

消費者製品安全の枠組みは国・地域により異なり、従って国内において、また国境を越え、特に電子商取引などで、消費者を安全ではない製品から保護するには、これまで以上の国際協力が極めて重要であることを認識し、

本勧告を遵守する加盟国及び非加盟国（以下「遵守国」という）は様々な法律、政策及び制度の枠組みを有し、それが本勧告の履行及び勧告に影響を与えることを**認識し**、

OECDグローバル・リコール・ポータルサイトやOECDの国際共同啓発キャンペーンなどのデジタル情報共有ツールや取組を含む国際協力により、製品安全に関するリスクをこれまで以上にグローバルに啓発するとともに、世界中の消費者に対して安全性が改善される、政府による情報に基づく政策決定をもたらすことを**強調する**。

消費者政策委員会の提案について、

- I.** 本勧告が、新技術を組み込んだ製品、及び電子商取引により購入した製品を含む、消費者製品（食品、医療機器及び医薬品を除く）に関する製品寿命期間中の安全要件に対処することに**同意する**。

消費者製品安全に関する政策枠組み

- II.** 遵守国は、消費者製品安全に関わる効果的な政策枠組みを国内及び国際レベルで推進し実施するため、透明かつ包摂的な方法で、事業者、消費者団体及びその他の市民社会団体（以下「その他の利害関係者」という。）と共に取り組むことを**推奨する**。

その趣旨により、遵守国は、その枠組みにおいて、以下を行うべきである。

安全な製品に関する商慣行

1. 事業者が以下を行うための措置を講じる。
 - a) 安全な製品を市場で販売し、製品寿命を通じ、特に設計、製造、販売、使用及び廃棄の各段階において、製品の安全性リスクを検討し管理する。
 - b) 製品の通常の又は予見可能な使用や誤用において、消費者の健康や安全に不当なリスクをもたらすような、安全ではない製品を消費者に提供しない。
 - c) 自身が販売した製品が安全ではないことを認識している、あるいは気付いた場合、遅滞なく適切な是正措置（製品の回収やリコールなど）を講じ、関連政府機関及び消費者にその旨を通知するために必要なあらゆる措置を講じる。

効果的な保護

2. 安全ではない製品から消費者を保護するために調査し、措置を講ずる権限及び能力を有する政府機関を設立し、これを維持する。かかる政府機関は例えば、事業者に対し、安全ではない製品の回収、リコール又はその他の適切な是正措置を講ずるよう、また市場撤退やリコール通知をするよう求める。そのような政府機関は、その能力を適切かつ効果的に発揮するためのリソースと技術的専門知識を有するべきである。さらに、必要に応じ、政策の枠組みを見直し、効果を維持するようにすべきである。
3. 政府機関が、事業者に対し、また可能な場合、事業者による最終的な措置や確約に対して、製品安全に関する公的な最終決定を下せる権限を与える。
4. 政府機関が安全ではない製品に関する情報を特定し、迅速に情報交換できるように、国内レベルの注意喚起システムの設置を検討し、可能であれば外国当局とも情報交換を行う。

5. 消費者製品安全に関する政策枠組みを策定し実施する際に、行動洞察を考慮し、子供や高齢者、障害者など、ぜい弱で不利な立場にある消費者に特別な注意を払う。
6. 事業者間及び事業者・政府機関間で、消費者製品安全に関する事項について透明性を確保し協調することを奨励する。
7. 消費者製品安全を強化するツールとして技術を継続的に開発し活用することを奨励し、また、そのような技術に関連したリスクに対処するため、事業者及びその他の利害関係者と協議し、適切な措置を講じるようにする。

情報開示

8. 事業者が以下を行うための措置を講じる。
 - a) 適宜、消費者製品安全の問題を報告する方法について消費者に情報提供する。
 - b) 市場で販売されている製品の安全情報を、適切なコミュニケーション手段により、タイムリーに明確に正確に、アクセスが容易で、目立つ形で消費者に提供する。そうした情報開示は、平易で理解しやすい言葉を用い、適切なタイミングで行うべきであり、製品リスクが適切な警告無しには直ちに明らかではない場合は、消費者が製品に内在するリスクを評価し、当該リスクに対し予防策を講じることができるようにすべきである。開示情報には、適宜、製品の安全な使用のための取扱説明書、メンテナンスや廃棄に関する情報、及び年齢制限などの警告ラベルを含める必要がある。
 - c) 消費者が情報に基づいた購買決定を行うために必要なあらゆる安全関連情報を、購買の際に利用可能なあらゆる言語で入手できるようにする。
9. 政府機関及び事業者が既存の国際レベルの消費者製品安全に関するコミュニケーション・ツール及びシンボルを活用することを、適宜検討する。

製品リスクの評価及び管理

事業者による実施

10. 事業者に対し、リスク評価やリスク管理を含め、消費者製品の設計、品質保証、製造及び供給において安全性を体系的に考慮するとともに、市場における販売の前後で製品が安全ではないことが判明した場合、どのように対応する必要があるかを検討するよう奨励する。
11. 事業者に対し、製品の安全性を監視し、当該製品の安全性に関する情報を、関連政府機関、消費者及びその他の利害関係者に伝えるためのツールを開発するよう要請する。

製品安全を所管する政府機関による実施

12. 以下に対する国内的及びグローバルなアプローチが効果的かつ比較可能な形で実現できるよう、リスク評価及びリスク管理の体系的な手順を導入する。
 - a) 政策介入が必要かもしれないリスクの特定。
 - b) 製品事故の大きさや関連するパターンの把握、及び高リスクグループの特定。
 - c) 政策及び執行措置の優先順位付け。

こうしたアプローチは、費用便益分析、及び他国・地域のリスクデータからも情報を得ることができる。

13. 政府機関の意思決定プロセスにおいて透明性を高めるため、またリスク評価・管理システムの比較可能性を国・地域の内外で一層向上させるため、適宜、リスク評価及びリスク管理の基準や方法論などの情報を公表する。

14. 政府機関のリスク管理プログラムの一環として、安全ではない製品により国内レベルで発生する事故について情報収集・分析システムを、適宜、構築、維持することを検討する。

製品リコール及びその他の是正措置

15. 事業者が以下を行うための措置を講じる。

- a) リコール及びその他一切の是正措置に関し、その必要性が確認された場合には、できる限り早急かつ適切に、当該製品について警告を発し、回収、修正、修理又は交換を行うか、消費者の使用を防ぐ。
- b) 製品リコールについては、対象製品とその関連リスク及び救済策について、遅滞なく消費者に明確、正確で、理解しやすい情報を提供し、効果的に伝える。そのような情報伝達は、必要に応じて、関連政府機関と調整の上、行うべきであり、また製品リコールにより影響を受ける消費者の権利及び義務に関する情報も含めるべきである。
- c) 必要に応じて、消費者に適正な補償を提供する。
- d) リコールの影響を受ける消費者を遅滞なく特定し連絡を取るため、状況に適したメカニズムやツールを導入する。
- e) 製品に識別名を設定し、追跡情報の入手を可能にし、必要に応じて、関連政府機関が利用できるようにする。
- f) 製品リコールの有効性について評価、発表し、また必要に応じて、リコール戦略を適応させ、関連政府機関に対し報告することで、状況が適切に管理されているかどうか、あるいは当該政府機関が自らの介入が必要かどうかを評価できるようにする。

16. 政府機関、事業者及びその他の利害関係者に対し、リコールを計画、開始、実施するためのガイドライン及び国際基準を策定するために協働し、それらの活用を推進し、消費者に効果的に伝えるよう奨励する。

17. 関連政府機関及び事業者に対し、必要に応じて、国内で製品リコールが行われていることをあらゆる利害関係者に注意喚起するためのメカニズムを国内レベルで構築するよう奨励する。

18. 事業者に対し、適切な生産・品質管理記録を作成、維持することを奨励し、必要に応じて、関連政府機関が利用できるようにするよう奨励する。

消費者製品安全の啓発

III. 遵守国は、事業者及びその他の利害関係者と共に、消費者に安全な製品の購入及び使用方法について適切な情報を提供するよう取り組むことを**推奨**する。そのような取組は、年齢や収入、障害、理解能力のような要因を考慮に入れ、様々なグループのニーズを満たすように作られるべきである。

その趣旨により、遵守国は、以下を行うべきである。

1. 自国・地域において適用される消費者製品安全の関連法令及び関連法的要件に関する公式情報が正確かつ最新のもので、あらゆる利害関係者が容易にアクセスできるように徹底する。

2. 適宜、消費者製品に関連したリスクを特定し、事故を防ぐために講じることができる措置について、あらゆる利害関係者への注意喚起を目的とした啓発活動を展開する。

国際協力

IV. 遵守国は、国際協力の強化のために協働し、製品安全を所管する政府機関が、必要に応じて、自国・地域の消費者を保護するための措置を講じられるように、他国・地域で安全ではないと見なされている製品について十分な情報を得ているべきであるという点に留意することを**推奨する**。

その趣旨により、遵守国は、以下を行うべきである。

1. 適宜、消費者製品安全を所管する政府機関の間で効果的な情報共有の取組を展開し、例えば下記が含まれるようにする。
 - a) 消費者製品安全に関する法令、規制及びガイドライン並びに公式に発表された法令及び規制の草案。
 - b) 製品の回収、販売禁止、リコール、その他の是正措置などの個別の措置。
 - c) 政府が実施若しくは財政支援した、又は、大学、事業者及びその他の団体が実施した調査研究プロジェクト、並びに事故情報の分析結果。
 - d) リスク評価の方法論及び実践。
 - e) 新たな製品安全リスク。
 2. 国内の消費者製品安全の枠組みを構築するとき、適宜、他国・地域のルールとの互換性を検討する。
 3. 政府主導の国内規格・技術基準を作成する又は見直すときは、既存の国際基準との整合性を検証する。
 4. 国際基準の作成及び推進に携わるとともに、事業者及びその他の利害関係者がそのような活動に参加するよう奨励する。
 5. タイムリーな事故対応を促進し、非遵守国を含む、他国・地域で安全ではない製品を検出し、流通を防止するため、OECDグローバル・リコール・ポータルサイトのような国際レベルで利用可能な情報共有メカニズムを活用する。
 6. 必要に応じて、共同の調査プログラムや執行プログラムの開発及び実施について、非遵守国も含め、協働する。
 7. 消費者製品安全に関する国際共同啓発キャンペーンを展開し、事業者及びその他の利害関係者がそのような活動に参加するよう奨励する。
 8. 必要に応じて、事故情報を収集、分析するためのグローバルな事故情報の分類及び手順の作成について、確立したシステムを用いて分類の整合を図る価値を考慮し、事業者及びその他の利害関係者と協働する。
- V. 事業者及びその他の利害関係者に対し、消費者製品安全へのアプローチにおいて、本勧告を普及させ、本勧告に従うことを**推奨する**。
- VI. 遵守国及び事務総長に対し、本勧告を普及させることを**要請する**。
- VII. 非遵守国に対し、現勧告を十分に考慮し、遵守することを**要請する**。

VIII. 消費者政策委員会に対し、その下部組織である製品安全作業部会を通し、以下を**指示する**。

- i. 本勧告の履行に関する情報を交換するフォーラムとしての役割を果たすこと。
- ii. 本勧告の履行を支援するため、ベストプラクティスのガイドラインを作成すること。
- iii. 世界中のリコール情報を迅速に交換するため、OECDグローバル・リコール・ポータルサイトを活用し、フォーラムとしての役割を果たすこと。
- iv. 本勧告の履行をモニターし、本勧告の採択後5年以内及び少なくともその後10年以内に理事会に報告すること。

OECDについて

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）は、グローバリゼーションがもたらす経済、社会及び環境に関する諸問題に対して各国政府が協働する唯一の国際機関である。また、OECDは、コーポレート・ガバナンスや情報経済、高齢化等の新たな課題に先頭になって取り組み、各国政府のこれらの新たな状況への対応を支援している。OECDは、各国政府がこれまでの政策を相互に比較し、共通の課題に対する解決策を模索し、グッド・プラクティスを明らかにし、国内及び国際政策の調和を実現する場を提供している。

OECD加盟国は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス及びアメリカ合衆国である。欧州委員会もOECDの活動に参加している。

OECDリーガル・インストラメンツ

1961年のOECD創設以来、約480の実体的なリーガル・インストラメンツが上記の枠組みの中で策定されてきた。これらには、OECDの法的文書（OECD条約に基づいてOECD理事会において採択された決定及び勧告）及びOECDの枠組みの中で策定されたその他のリーガル・インストラメンツ（例：宣言、国際合意）が含まれる。

全ての実体的なOECDリーガル・インストラメンツは、有効であるか廃止されたものであるかを問わず、OECDリーガル・インストラメンツの一覧に記載されている。それらは以下の5つのカテゴリに分類される。

- **決定**：採択を棄権した加盟国以外の全ての加盟国に対して法的な拘束力を有するOECDリーガル・インストラメンツ。これらは国際条約ではないが、同様の法的義務が生じる。遵守国は決定を履行する義務を負うとともに、その履行のために必要となる措置を講じなければならない。
- **勧告**：法的な拘束力はないが、遵守国の政治的な意思表示を通じて勧告と一致した実行が確保されるOECDリーガル・インストラメンツ。遵守国は勧告を完全に履行するために最大限の取組を行うことが期待される。したがって、その意思を持たない加盟国は、通常、法的に要請されるものではないが、勧告の採択の際に棄権することが多い。
- **宣言**：OECDの内部、一般的には下部機関が作成するOECDリーガル・インストラメンツ。それらは通常、一般的な原則や長期の目標を設定し、正式なものとして通常は理事会又は委員会の閣僚級会合で採択される。
- **国際合意**：OECDの枠組みの中で交渉され締結されるOECDリーガル・インストラメンツ。締約者に対して法的な拘束力を有する。
- **協定、了解、その他**：公的輸出信用の供与条件、海上輸送の原則に関する国際的な了解、開発援助委員会（DAC）の勧告など、OECDの枠組みの中で、これまでに臨時的な主体によって策定されたリーガル・インストラメンツも存在する。